

災害時における被災住宅等の応急対策業務に関する
協定書

令和元年11月18日

鈴 鹿 市

鈴鹿建設労働組合

災害時における被災住宅等の応急対策業務に関する協定

鈴鹿市（以下「甲」という。）と鈴鹿建設労働組合（以下「乙」という。）とは、災害時における被災住宅等の応急対策業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が乙に対して行う被災住宅等の応急対策業務の協力要請に関し、その手続等について定め、災害時における被災住宅等の応急対策業務を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請及び受諾）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。この場合において、乙は甲の要請に基づき、可能な限り対応するよう努めるものとする。

- （1）災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号に規定する被災住宅の応急修理
- （2）避難所及びその他の市施設の軽微な応急補修
- （3）市民に対する住宅相談に関すること
- （4）前号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による協力として行うことを適当と認めたもの

（業務の実施体制等）

第3条 乙は、前条に規定する業務を速やかに実施できるよう、予め必要な業務担当業者の確保及び動員の方法を定め、その実施体制と連絡系統を示した表及び業務担当業者の名簿を甲に提出するものとし、その内容について変更があった場合には、その都度、甲に提出するものとする。

（協力要請の手続）

第4条 甲が第2条に規定する業務の協力を必要とするときは、文書により甲が負担する業務の経費の見積依頼を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により依頼できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の見積依頼を受けたときは、甲が負担する業務の経費の見積書を甲に提出するものとし、甲はその内容を精査した上で、乙に業務の実施を要請するものとする。

3 乙は、受諾した業務が終了したときは、速やかに、甲に対し、文書により、必要事項を報告するものとする。

(費用負担)

第5条 本協定に基づき、乙が受諾した第2条に規定する業務の経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号に規定する業務の経費は、災害発生直前における適正な価格を基準として、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）に規定する限度額の範囲内において、甲が負担するものとする。
- (2) 第2条第2号に規定する業務の経費は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。
- (3) 第2条第3号に規定する業務の経費は、乙の無償提供とする。
- (4) 第2条第4号に規定する業務の経費は、甲乙協議の上決定するものとする。

(補償)

第6条 第4条第2項に規定する要請に基づき、第2条に規定する業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

(守秘義務)

第7条 甲乙は本協定の締結又は協定に基づく活動を通じて知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(連絡体制の整備)

第8条 甲乙は本協定に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合はその都度通知するものとする。

- 2 乙が甲以外と本協定と同様の内容の協定を締結した場合、乙は甲からの協力要請に積極的に努めるものとする。

(情報の共有等)

第9条 甲乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和元年度末までとする。
ただし、有効期間満了の日までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとし、以後この例による。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年11月18日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長 末松 則子

乙 三重県鈴鹿市矢橋一丁目21番1号
鈴鹿建設労働組合
執行委員長 松葉 浩昌